12　償　還　期　限	令和８年11月９日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日	令和８年８月10日

○財務省告示第二百六十号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年八月十七日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年九月十一日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1400回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,838,150,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で861,800,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	2,830,443,180,500円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	859,460,213,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和８年８月17日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円72銭７厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円72銭８厘５毛
12　償　還　期　限	令和８年11月16日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日	令和８年８月17日

○財務省告示第二百六十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年八月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年九月十一日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1401回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,146,840,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で653,100,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	2,116,501,766,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	643,871,697,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。